

手術施設基準 (令和6年1月～12月)

●	区分1に分類される手術	計0件	
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等		- 件
イ	黄斑下手術等		- 件
ウ	鼓室形成手術等		- 件
エ	肺悪性腫瘍手術等		- 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術		- 件
●	区分2に分類される手術	計3件	
ア	靱帯断裂形成手術等		1 件
イ	水頭症手術等		- 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		- 件
エ	尿道形成手術等		- 件
オ	角膜移植術		- 件
カ	肝切除術等		1 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等		1 件
●	区分3に分類される手術	計0件	
ア	上顎骨形成術等		- 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等		- 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）		- 件
エ	母指化手術等		- 件
オ	内反足手術等		- 件
カ	食道切除再建術等		- 件
キ	同種死体腎移植術等		- 件
●	区分4に分類される手術	計23件	
・	腹腔鏡下胆嚢摘出術		1 件
・	腹腔鏡下ヘルニア手術		15 件
・	腹腔鏡下腸管癒着剥離術		1 件
・	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術		5 件
・	腹腔鏡下虫垂切除術		1 件
●	その他の区分に分類される手術	計7件	
ア	人工関節置換術		7 件
イ	乳児外科施設基準対象手術		- 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		- 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		- 件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		- 件